

## 甲野一郎後援会規約

### 第1条（名称・所在地）

本会は、甲野一郎後援会と称し、主たる事務所を〇〇市に置く。

### 第2条（目的）

本会は、甲野一郎氏を後援することにより、国政の発展と国民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

### 第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

### 第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	2名
幹 事	若干名
会計責任者	1名
監 事	2名

### 第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

### 第7条（会議）

- 1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

### 第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額4,000円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

### 第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

### 第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

### 第11条（補則）

本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

### 附 則

本規約は、令和〇年〇月〇日より実施する。

原則として設立届の「組織年月日」及び各役員「選任年月日」と一致することになります。

### （注 意）

これは後援会の場合の規約の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありません。ただし、以下の事項は必ず定めてください。

- ① 名称及び所在地に関する規定
- ② 目的に関する規定
  - ア) 後援団体の場合は、被後援者の氏名の明記
  - イ) 非後援団体の場合は、政治的目的であることがはっきりとわかる内容
- ③ 会計年度に関する規定
- ④ 規約の実施年月日に関する規定（附則）